

育児・介護休業法の概要（仕事と介護の両立支援制度に限る）

介護休業 ※賃金の支払義務なし。※介護休業給付金（賃金の67%）あり。

□ 対象家族1人につき、通算93日の範囲内で合計3回まで、介護休業の権利を保障

※ 有期契約労働者は、下記の要件を満たせば取得可能

取得予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないこと

介護休暇 ※賃金の支払義務なし。

□ 介護等をする場合に年5日（対象家族が2人以上であれば年10日）を限度として取得できる（1日又は時間単位）

所定外労働・時間外労働・深夜業の制限

- 介護を行う労働者が請求した場合、所定外労働を制限
- 介護を行う労働者が請求した場合、月24時間、年150時間を超える時間外労働を制限
- 介護を行う労働者が請求した場合、深夜業（午後10時から午前5時まで）を制限

短時間勤務の措置等

- 介護を行う労働者について、3年の間で2回以上利用できる次のいずれかの措置を義務づけ
①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④介護費用の援助措置

不利益取扱いの禁止等

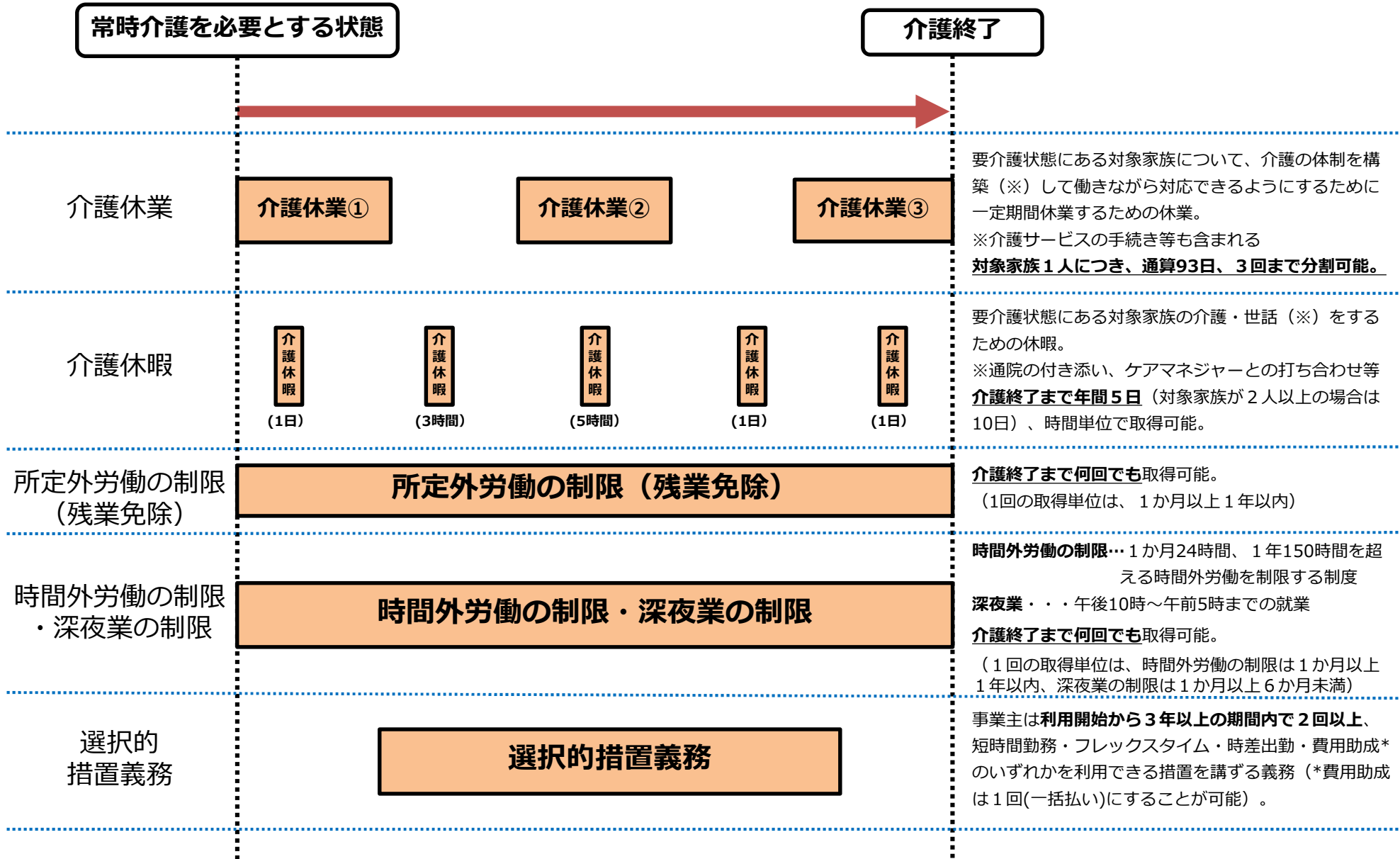
- 事業主が、介護休業等を取得したこと等を理由として解雇その他の不利益取扱いをすることを禁止
- 事業主に、上司・同僚等からの介護休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることを義務付け

実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決援助、調停
- 勧告に従わない事業所名の公表

※育児・介護休業法の規定は最低基準であり、事業主が法を上回る措置をとることは可能

介護期の両立支援制度（育児・介護休業法）



仕事と介護の両立支援カリキュラムの展開

規制改革実施計画（令和元年6月21日 閣議決定）（抜粋）

II 分野別実施事項 4. 保育・雇用分野

（4）介護離職ゼロに向けた対策の強化

No.6 介護をしながら働く労働者への情報共有の徹底

ケアマネジャーが、就労している家族の勤務実態も踏まえてケアプランを作成できるよう、セミナーの開催やその受講を評価する仕組みを通じて、ケアマネジャーへの情報提供や支援を行う。

◆ 仕事と介護の両立支援カリキュラムの構成 ◆

ステップ1 家族が就労している場合の支援の視点（座学）

ステップ2 両立支援制度の活用も踏まえたケアマネジメントの方法（座学）

ステップ3 家族介護者の仕事との両立を踏まえたケアマネジメントの事例検討（グループワーク）

ステップ4 研修の振り返り

○令和2年度

【厚生労働省】カリキュラムを策定し、都道府県、市区町村へ配布。

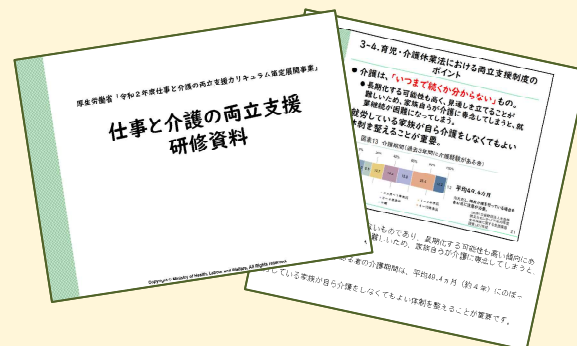
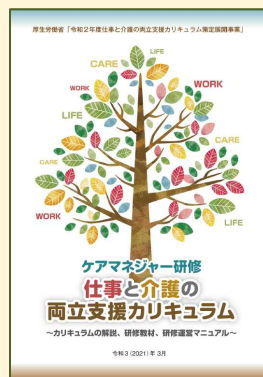
○令和3年度以降

【厚生労働省】令和3年度、4年度に、厚生労働省の事業で①カリキュラムを使用したケアマネジャー等を対象とした研修（セミナー）及び②カリキュラムを使用した研修を実施する自治体等へ研修講師を派遣を実施。

【自治体等】令和3年度以降、カリキュラムを活用し、ケアマネジャー等を対象とした仕事と介護の両立支援を踏まえた家族介護者支援を学ぶセミナー、任意研修等の実施をご検討いただく。

◆ 本研修カリキュラムの特徴 ◆

- 講義のほか、ロールプレイングによる事例検討を実施。具体的な実施方法やロールプレイングに活用可能な5つの事例を紹介。
- 1日研修、半日研修の2パターンの時間配分を紹介。
- カリキュラムの解説のほか、運営マニュアルも掲載。
- 本研修カリキュラムに沿った研修会用のパワーポイント資料例を用意（講師用説明メモつき）。Webからダウンロード可能。研修の目的や実施方法等に応じて、研修の実施主体にてアレンジ可能。



◆ 厚生労働省HPに掲載 ◆

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/kaigo.html

育児・介護休業法が改正されました!この機会に職場環境を整備しませんか?

特に中小企業の皆様

従業員を 介護で離職

無料



させないために。

仕事と介護の両立支援のノウハウを備えた「仕事と家庭の両立支援プランナー」が、職場環境整備をお手伝いします。

備えはできていますか? 無料でご相談いただけます。

従業員の方が離職することなく仕事と介護を両立するには会社の支援が必要です。
介護は予測無く突然訪れます。

従業員からの介護の相談・退職の相談に困らないよう、
今のうちに従業員への支援体制を整えておきましょう。

事業主の皆さん、こんなお悩みはありませんか?

最近、従業員の
様子がおかしい



既に介護が必要になるかも知れない。残業やシフトを減らして、家にいる時間を増やしたい。

将来介護に直面しそうな
従業員がいる

転んで入院していた
高齢の親の退院が決まった



帯状疱疹入院していた親の退院が決まった。親は家事や入浴、通院もひとりではできない状況。介護にどう向き合えばよいのか。

介護に直面している
従業員がいる

パート社員から
介護について相談をうけた



有期パート社員から父親の介護のために介護休業を利用したいと相談をうけたが、どうしたらいいのか。

法改正により、どんな
ケースが対象となるのか

無料支援を是非ご利用ください

*介護対象となる従業員はいないが、知識を備えたい場合も支援を受けられます。



Q 仕事と家庭の両立支援
プランナーとは...

A 仕事と介護の両立支援のノウハウを持つ社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家です。事業主から労働者に向けた支援方法についてアドバイスします。

Q 介護支援プラン
とは...

A 介護に直面した従業員が、仕事と介護を両立しながら安心して働くことができるよう、事業主が取組を策定するプランです。

<https://ikuji-kaigo.com/> TEL 03-5542-1740



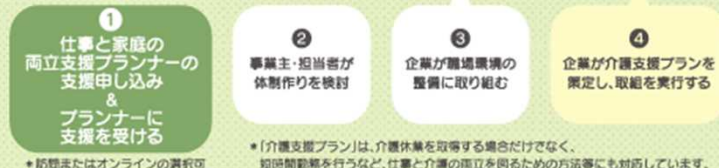
厚生労働省委託事業
中小企業育児・介護休業等推進支援事業

支援のお申し込みと「介護支援プラン」の流れ

【すでに介護に直面している従業員がいる場合】



【介護に直面している従業員がいない場合】



仕事と家庭の両立支援プランナーによる支援を受ける

従来までの訪問支援に加え、「Zoom」や「Teams」を利用したオンライン支援も可能です。
日程調整の難しい方や、在宅勤務している方も利用しやすくなりました。

無料の支援を受けて「介護支援プラン」を策定すると、
こんなメリットがあります!



「両立支援等助成金・介護離職防止支援コース」については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/

厚生労働省ホーム ▶ 政策について ▶ 各種助成金・奨励金の制度 ▶ 事業主の方のための雇用奨励助成金 ▶ 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金

お問い合わせ

株式会社 パソナ
育児・介護支援事務局

TEL 03-5542-1740 月～金曜日 9:00～17:30

※年末年始(12/30～1/4)を除く

※本事業は株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています。

支援のお申込み

<https://ikuji-kaigo.com/>

介護支援プラン



【お電話でも
お申込みができます】 TEL 03-5542-1740



厚生労働省委託事業
中小企業育児・介護休業等推進支援事業